

区内事業所の皆様へ

～帰宅困難者対策へのご協力をお願いします～



平成24年3月30日に東京都帰宅困難者対策条例が制定*され、「知事・都民・事業者」が取組むべき対策が明記されました。(裏面参照) *平成25年4月1日施行

帰宅困難者とは？

大規模な災害が発生して、公共交通機関が運行を停止し当分の間復旧の見通しが無い場合に、外出先から帰宅する手段を失ってしまった方々を指します。

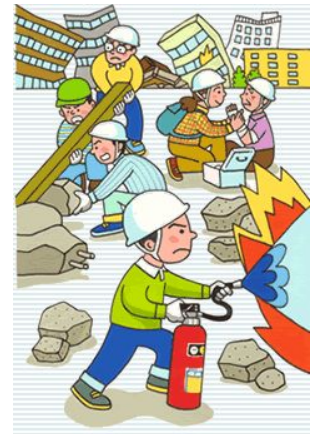
帰宅困難者には、どう対応するのか？

- ① 通勤・通学等で居場所のある帰宅困難者

➡ それぞれの居場所（事業所・学校等）で施設の安全を確認したうえで、施設内にとどめるなどの対応をお願いします。

- ② 買物客や観光客など、決められた居場所が無い帰宅困難者

➡ 区や都などの指定する一時滞在施設などで対応します。



事業所の責務

- ① 一斉帰宅の抑制

日頃から、企業従業員等の皆様が一斉帰宅しないよう指導し、帰宅困難者の発生抑制に努めてください。

- ② 留めることの出来る環境整備

従業員等の皆様が施設内に留まれるよう、「水・食糧などの備蓄」を行ってください。

都条例では、3日分の水・食糧等の備蓄を努力義務としています。

また、従業員の皆様に対しては、日頃から家族との安否確認がとれる方法（災害時伝言ダイヤル「171」、SNS等）を確保するよう指導してください。

- ③ 施設を利用するお客様に対する措置

不特定多数のお客様を扱う事業所については、災害発生時に施設を利用されていたお客様を一時的に安全な場所に誘導するなど、利用者保護に努めてください。

一時滞在施設協力をお願い

台東区は、「決められた居場所が無い帰宅困難者」が多数発生することが予想されることから、これらの方々の「対応」を、行政だけではなく地域全体で行うことが重要です。

区も一時滞在施設の確保を進めてまいります。皆様にも可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

お問合せや防災に関するご相談は、台東区危機管理室災害対策課まで

電話 03-5246-1093

～お知らせ～ 災害対策課では、平成24年度から「防災普及指導員」を配置し皆様の防災に関するあらゆるニーズにお応えしております。防災に関することであればどんな事でもお気軽にご相談ください。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

<条例の目的>

大規模な地震その他の災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故等の発生を防止するため、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進することで、都民の生命、身体及び財産を保護するとともに首都機能の迅速な回復を図る。

総則

- 条例の目的
- 知事の責務<・実施計画の策定 ・一斉帰宅抑制対策の実施 ・帰宅支援の開始 ・災害時要援護者への配慮>
- 都民の責務<・家族等との事前の安否確認、自発的な防災活動への協力等の努力義務化>
- 事業者の責務<・帰宅困難者対策への取組、地域との連携協力、帰宅困難者対策に係る計画作成等の努力義務化>
- 事業者等から知事に対する帰宅困難者対策実施状況の報告

一斉帰宅抑制

- 事業者に対する従業員の施設内待機による一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食糧等の備蓄の努力義務化
- 駅、集客施設等における利用者保護の努力義務化

安否確認

- 都と事業者等との連携協力による、安否情報確認と災害関連情報等提供のための基盤整備と必要な体制の確立
- 知事による都民、事業者等への安否確認手段の周知、災害関連情報等の提供

一時滞在施設

- 知事による都が所有、管理する施設の一時的滞在施設としての指定、都民等への周知
- 知事による一時滞在施設確保に向けた国、区市町村及び事業者への協力依頼

帰宅支援

- 知事による代替交通手段や災害時支援ステーションの確保、災害関連情報等の提供等による帰宅支援